

山梨県甲州市での結婚等に伴う新生活を応援します！

◎結婚又はパートナーシップ宣誓を行ったお二人が共に29歳以下の場合

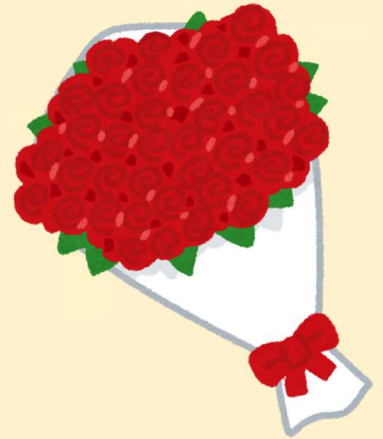
最大60万円

◎結婚又はパートナーシップ宣誓を行ったお二人が共に39歳以下の場合

最大30万円

結婚等 新生活 支援補助金

【令和7年度】



甲州市では、結婚又はパートナーシップ宣誓（「結婚等」という。）を機に甲州市で新生活を開始する世帯を対象に、経済的不安を軽減できるよう、結婚等に伴う費用（住宅取得費用、住宅賃借費用、リフォーム費用及び引越費用）の一部について予算の範囲内で補助します。

補助対象世帯

令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に、婚姻の届出を行い受理された夫婦の世帯又は甲州市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づく宣誓書等受領証等の交付を受けた又は山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づく受領証の交付を受けたパートナー同士（「夫婦等」という。）の世帯で、以下の要件をすべて満たす世帯とする。

- ◆ 結婚等の日における夫婦等の年齢がいずれも39歳以下であること。
- ◆ 夫婦等の合計所得額が500万円未満であること。（貸与型奨学金の返済を行っていた場合にあっては、所得証明書の証明する期間と同一期間に返済した貸与型奨学金の額を夫婦等の合計所得額から控除した額が500万円未満）
- ◆ 夫婦等の双方又は一方が5年以上継続して本市に居住する意思があること。
- ◆ 夫婦等のいずれも、市税等に滞納がないこと。
- ◆ 夫婦等のいずれも、本市又は他の自治体が実施する地域少子化対策重点推進交付金に基づく結婚新生活支援事業に係る補助金その他の公的制度による住宅に係る補助等を受けていないこと。
- ◆ 補助金交付申請日までに夫婦等の双方又は一方の住民票の住所が補助対象住宅の住所にあること。

※補助対象世帯になるかは、裏面のフローチャートで確認！



補助対象経費

補助金の対象となる経費は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った住宅取得費用、住宅賃借費用、リフォーム費用及び引越費用の合算額とする。（夫婦等が、その勤務先等からこれらの費用に関する住宅手当、引越費用にかかる補助金その他これらに類する手当等を受けている場合は、その額を控除した額）



申請期限

令和8年3月31日（火）まで

※予算の上限に達した時点で受付を終了する場合がありますので、申請される方はお早めをお願いいたします。

お問い合わせ

甲州市役所
政策秘書課 政策調整担当

☎0553-32-5064

詳細は
市HPから

